

第 1 4 号議案

府中市立幼稚園の廃園に伴う関係規則の整理に関する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市立幼稚園の廃園に伴う関係規則の整理に関する規則

(府中市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部改正)

第1条 府中市教育委員会の権限委任等に関する規則（昭和37年8月教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び幼児」を削る。

(府中市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 府中市教育委員会事務局組織規則（平成10年1月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「学務係

学事及び幼稚園並びに学校の保健衛生・安全に関すること。」

を

「学務係

学事及び学校の保健衛生・安全に関すること。」

に、

「指導係

児童・生徒及び幼児の指導並びに教職員の研修に関すること。」

を

「指導係

児童・生徒の指導及び教職員の研修に関すること。」

に改める。

(府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成11年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区分	正規の勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
1 2 及び 3 に該当する 職員以外の 職員	月曜日から金曜日まで (1) 午前7時30分から 午後4時15分まで (2) 午前8時から午後4 時45分まで (3) 午前8時30分から 午後5時15分まで (4) 午前9時から午後5 時45分まで (5) 午前9時30分から 午後6時15分まで	日曜日及び 土曜日	月曜日から金曜 日までの午後零時 から午後1時まで
2 市立学校 に勤務する 職員	月曜日から金曜日まで 所属長が職員ごとに定 める。		60分間とし、 その時限は所属長 が職員ごとに定め る。
3 市立学校 給食センタ ーに勤務す る給食調理 員	(1) 4月1日から翌年3 月31日までの日から 学校の休業日（府中市 立学校の管理運営に関 する規則（昭和50年 8月教育委員会規則第 4号）第4条に規定す る学校の休業日をい う。（2）において同じ。） 並びに日曜日及び土曜 日に当たる日を除いた 日（交替制） ア 午前7時30分か ら午後4時15分ま		月曜日から金曜 日までの午後零時 から午後1時まで

	<p>で</p> <p>イ 午前7時45分から午後4時30分まで</p> <p>で</p> <p>ウ 午前8時から午後4時45分まで</p> <p>(2) 学校の休業日</p> <p>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</p> <p>で</p> <p>イ 午前8時から午後4時45分まで</p> <p>ウ 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>で</p> <p>エ 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>オ 午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>で</p>	
--	---	--

(府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師」を削る。

第1条中「並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師」を削る。

第2条中「若しくは府中市立中学校の校長又は府中市立幼稚園の園長(以下

「校長等」を「又は府中市立中学校の校長（以下「校長」に改め、「又は幼稚園」を削る。

第5条及び第8条（見出しを含む。）中「校長等」を「校長」に改める。

別表第1中「並びに幼稚園医及び幼稚園歯科医」を削る。

第2号様式、第10号様式から第12号様式まで、第14号様式及び第17号様式中「並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師」を削る。

（府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正）

第5条 府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則

（平成16年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び府中市立幼稚園の園長（以下「園長」という。）」を削る。

第2条第3項中「及び府中市立幼稚園」及び「及び園長」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（第4条に係る経過措置）

2 第4条の規定による改正後の府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

参考（第1条関係）

府中市教育委員会の権限委任等

新

（教育長委任事項）

第3条 省 略

(1) 省 略

(2) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒・児童の入学、転学及び退学に関する
こと。

(3)～(11) 省 略

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 省 略

に関する規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（教育長委任事項）

第3条 省 略

(1) 省 略

(2) 学齡生徒及び学齡児童の就学並びに生徒・児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(3)～(11) 省 略

新

（事務分掌）

第2条 省 略

教育部

省 略

教育総務課

省 略

学校施設課

省 略

学務保健課

学務係

学事及び学校の保健衛生・安全に関すること。

給食センター

省 略

指導室

教職員係

省 略

指導係

児童・生徒の指導及び教職員の研修に関すること。

教育センター

省 略

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 省 略

組織規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（事務分掌）

第2条 省 略

教育部

省 略

教育総務課

省 略

学校施設課

省 略

学務保健課

学務係

学事及び幼稚園並びに学校の保健衛生・安全に関すること。

給食センター

省 略

指導室

教職員係

省 略

指導係

児童・生徒及び幼児の指導並びに教職員の研修に関すること。

教育センター

省 略

参考（第3条関係）

府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、

新

（正規の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間）

第2条 省 略

区分	正規の勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
1 2 及び 3 に該当する 職員以外の 職員	月曜日から金曜日まで (1) 午前7時30分から 午後4時15分まで (2) 午前8時から午後4 時45分まで (3) 午前8時30分から 午後5時15分まで (4) 午前9時から午後5 時45分まで (5) 午前9時30分から 午後6時15分まで	日曜日及び 土曜日	月曜日から金曜日 までの午後零時から 午後1時まで
2 市立学校 に勤務する 職員	月曜日から金曜日まで 所属長が職員ごとに定 める。		60分間とし、そ の時限は所属長が職 員ごとに定める。
3 市立学校 給食センタ ーに勤務す る給食調理 員	(1) 4月1日から翌年3 月31日までの日から 学校の休業日（府中市 立学校の管理運営に関 する規則（昭和50年 8月教育委員会規則第 4号）第4条に規定す る学校の休業日をい う。（2）において同じ。）		月曜日から金曜日 までの午後零時から 午後1時まで

休暇等に関する規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（正規の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間）

第2条 省 略

区分	正規の勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
1 2 から 4 までに該当 する職員以 外の職員	<p>月曜日から金曜日まで</p> <p>(1) 午前7時30分から 午後4時15分まで</p> <p>(2) 午前8時から午後4 時45分まで</p> <p>(3) 午前8時30分から 午後5時15分まで</p> <p>(4) 午前9時から午後5 時45分まで</p> <p>(5) 午前9時30分から 午後6時15分まで</p>	<p>日曜日及び 土曜日</p>	<p>月曜日から金曜日 までの午後零時から 午後1時まで</p>
2 市立学校 に勤務する 職員	<p>月曜日から金曜日まで 所属長が職員ごとに定 める。</p>		<p>60分間とし、そ の時限は所属長が職 員ごとに定める。</p>
3 市立幼稚 園に勤務す る職員	<p>(1) 4月1日から翌年3 月31日までの日から 幼稚園の休業日（府中 市立幼稚園の管理運営 に関する規則（昭和 45年3月教育委員会 規則第1号）第4条に 規定する幼稚園の休業 日をいう。(2)において</p>		

	<p><u>並びに日曜日及び土曜日に当たる日を除いた日（交替制）</u></p> <p><u>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</u></p> <p><u>イ 午前7時45分から午後4時30分まで</u></p> <p><u>ウ 午前8時から午後4時45分まで</u></p> <p><u>(2) 学校の休業日</u></p> <p><u>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</u></p> <p><u>イ 午前8時から午後4時45分まで</u></p> <p><u>ウ 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p><u>エ 午前9時から午後5時45分まで</u></p> <p><u>オ 午前9時30分から午後6時15分まで</u></p>		
--	--	--	--

	<p><u>同じ。)並びに日曜日及び土曜日に当たる日を除いた日</u> <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u> <u>(2) 幼稚園の休業日</u> <u>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</u> <u>イ 午前8時から午後4時45分まで</u> <u>ウ 午前8時30分から午後5時15分まで</u> <u>エ 午前9時から午後5時45分まで</u> <u>オ 午前9時30分から午後6時15分まで</u></p>	
<p><u>4 市立学校給食センターに勤務する給食調理員</u></p>	<p><u>(1) 4月1日から翌年3月31日までの日から学校の休業日(府中市立学校の管理運営に関する規則(昭和50年8月教育委員会規則第4号)第4条に規定する学校の休業日をいう。(2)において同じ。)並びに日曜日及び土曜</u></p>	<p><u>月曜日から金曜日までの午後零時から午後1時まで</u></p>

新

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 省 略

	<p><u>日に当たる日を除いた日（交替制）</u></p> <p><u>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</u></p> <p><u>イ 午前7時45分から午後4時30分まで</u></p> <p><u>ウ 午前8時から午後4時45分まで</u></p> <p><u>(2) 学校の休業日</u></p> <p><u>ア 午前7時30分から午後4時15分まで</u></p> <p><u>イ 午前8時から午後4時45分まで</u></p> <p><u>ウ 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p><u>エ 午前9時から午後5時45分まで</u></p> <p><u>オ 午前9時30分から午後6時15分まで</u></p>		
--	--	--	--

参考（第4条関係）

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校
幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補

新

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月府中市条例第9号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の報告）

第2条 府中市立小学校又は府中市立中学校の校長（以下「校長」という。）は、その学校の学校医等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、直ちに別記第1号様式による公務災害発生報告書に次の事項を記載した書類を添えて府中市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(1)～(2) 省 略

（補償請求の方法）

第5条 第3条の規定による通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める補償請求書に必要な書類を添えて、学校医等の所属の校長を経由して、委員会に提出しなければならない

(1)～(8) 省 略

（校長の助力及び証明）

第8条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手

薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、
償に関する条例施行規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立
幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償
に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月府中市条例第9号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の報告）

第2条 府中市立小学校若しくは府中市立中学校の校長又は府中市立幼稚園の園長（以下「校長等」という。）は、その学校又は幼稚園の学校医等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、直ちに別記第1号様式による公務災害発生報告書に次の事項を記載した書類を添えて府中市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(1)～(2) 省 略

（補償請求の方法）

第5条 第3条の規定による通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める補償請求書に必要な書類を添えて、学校医等の所属の校長等を経由して、委員会に提出しなければならない

(1)～(8) 省 略

（校長等の助力及び証明）

第8条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手

新

続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属の校長は、これに必要な助力を与えなければならない。

2 学校医等の所属の校長は、補償を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

別表第1（第4条）

補償基礎額

医師、歯科医師又は学校薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	省 略					
省 略						

続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属の校長等は、これに必要な助力を与えなければならない。

2 学校医等の所属の校長等は、補償を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

別表第1（第4条）

補償基礎額

医師、歯科医師又は学校薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医並びに幼稚園医及び幼稚園歯科医の補償基礎額	省 略					
省 略						

新

第2号様式（第3条）

（表）

様

府中市教育委員会



公務災害認定通知書

次の災害については、公務上の災害と認定されましたので、府中市立学校の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第3条の規定に基づき
通知します。

1 被災者氏名 _____

2 傷病名 _____

3 災害発生年月日 _____年 _____月 _____日

旧

第2号様式（第3条）

（表）

様

府中市教育委員会

印

公務災害認定通知書

次の災害については、公務上の災害と認定されましたので、府中市立学校の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園
薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

1 被災者氏名 _____

2 傷病名 _____

3 災害発生年月日 _____年 _____月 _____日

新

第10号様式（第5条）

(表)

遺族補償年金請求書		※年金証書番号 第 号	※支給年月日	※決定年月日	※受理年月日
所属長の証明	公傷認定番号 第 号	傷病者 職氏名 年 月 日生(歳)		年 月 日負傷・発病 年 月 日死亡 歳	
	補償基礎額 円				
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 印				
厚生年金保険法等の適用	____の被保険者であった。 被保険者でなかった。		被保険者証書等の記号番号	所轄社会保険事務所等	
請求の理由	学校医等の死亡 先順位者の失胎児であった子先順位者の所 亡 権 の出生 在不明				
請求者及び遺族補償年金を受けられることができる遺族	氏名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考
既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考
遺族補償年金請求金額の計算(請求金額)	通常の場合 最低限度額 円 最高限度額 円	(補償基礎額) (算定の基礎となる遺族による率) $\text{円} \times 365 \times \frac{\quad}{100} \times \frac{1}{(\text{請求者の数})} = \text{円}$			
	政令付則第3条の規定により支給額が調整される場合	円			
遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合または代表者を選任しない場合	円			
	代表者を選任した場合	(請求年額) × (請求者の数) =	円		
添付する書類その他の資料名					
上記の遺族年金の決定を請求します。 年 月 日 (代表者)の住所..... 請求者 氏 名.....印 学校医との続柄..... 府中市教育委員会					

- 備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。
2 写しとも2部提出すること。
3 該当するものを○で囲むこと。
4 ※印の欄は記入しないこと。

第10号様式（第5条）

(表)

遺族補償年金請求書		※年金証書番号 第 号	※支給年月日 年 月 日	※決定年月日 年 月 日	※受理年月日 年 月 日
所属長の証明	公傷認定番号 第 号	傷病者 職氏名 年 月 日生(歳)		年 月 日負傷・発病 年 月 日死亡 歳	
	補償基礎額 円				
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 印				
厚生年金保険法等の適用	____の被保険者であった。 被保険者でなかった。		被保険者証書等の記号番号	所轄社会保険事務所等	
請求の理由	学校医等の死亡 死 先順位者の権 失 胎児であった子の出生 先順位者の所在不明				
請求者及び遺族補償年金を受けられることができる遺族	氏名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考
既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考
遺族補償年金請求額(請求金額)	通常の場合 最低限度額 円 最高限度額 円	(補償基礎額) (算定の基礎となる遺族による率) $\text{円} \times 365 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(\text{請求者の数})} = \text{円}$			
	政令付則第3条の規定により支給額が調整される場合				円
遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合または代表者を選任しない場合				円
	代表者を選任した場合		(請求年額) × (請求者の数)	=	円
添付する書類その他の資料名					
上記の遺族年金の決定を請求します。 年 月 日 (代表者)の住所..... 請求者 氏 名.....印 学校医との続柄.....					
府中市教育委員会					

- 備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。
2 写しとも2部提出すること。
3 該当するものを○で囲むこと。
4 ※印の欄は記入しないこと。

第11号様式（第5条）

遺族補償一時金請求書				※ 支 給 年 月 日	※ 決 定 年 月 日	※ 受 理 年 月 日	
所属長の証明	公傷認定番号第	番号	傷病者職氏名 年 月 日生(歳)	年 月 日	年 月 日	日負傷・発病 日死亡 歳	
	補償基礎額				円		
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 属 長 印						
遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄又は関係	(補償基礎額)(倍数) (受給された年金額の総計) (× -) $\times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \text{円}$			
遺族補償年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	受給された年金の合計				
		第 号	円				
		第 号	円				
		第 号	円				
総 計			円				
遺族補償一時金請求額				円			
添付する書類その他の資料名							
上記の遺族補償一時金を請求します。 年 月 日 請求者の住所 氏 名 印 請求者と学校 医等との続柄 府中市教育委員会							

- 備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。
- 2 写しとも2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第11号様式（第5条）

遺族補償一時金請求書				※ 支 給 年 月 日	※ 決 定 年 月 日	※ 受 理 年 月 日	
所属長の証明	公傷認定番号第	番号	傷病者職氏名	年 月 日生(歳)	年 月 日負傷・発病	年 月 日死亡 歳	
	補償基礎額					円	
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 属 長 印						
遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄又は関係	(補償基礎額)(倍数) (受給された年金額の総計) (× -) × $\frac{1}{\text{(受給権者の数)}}$ = 円			
	遺族補償年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	受給された年金の合計			
		第 号	円				
		第 号	円				
		第 号	円				
総 計			円				
遺族補償一時金請求額				円			
添付する書類その他の資料名							
上記の遺族補償一時金を請求します。 年 月 日 請求者の住所 氏 名 請求者と学校 医等との続柄 府中市教育委員会 印							

備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。

- 2 写しとも2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと

新

第12号様式（第5条）

遺族補償年金前払一時金請求書		※年金証書番号 第 号	※支給年月日	※決定年月日	※受理年月日
所属長の証明	公傷認定番号 第 号	傷病者 職氏名 年 月 日生(歳)		年 月 日	日負傷・発病 日死亡 歳
	補償基礎額 円				
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 属 長 印				
厚生年金保険法等 の適用	の被保険者であった。 被保険者ではなかった。		被保険者証書等 の記号番号	所轄社会保険 事務所等	
遺族補償年金前払一時金の申出 を行った月までの期間に係る遺 族補償年金の額の合計額		年 月分から 年 月分まで		円	
代表者の選任等		<input type="checkbox"/> 受給権者が1人又は代表者を選任しない <input type="checkbox"/> 代表者を選任した			
請求者（代表者）が 遺族補償年金前払一時金請求 金額の計算 通常の場合 最低限度額 円 最高限度額 円 歳 条例付則第3条 により支給額が 調整される場合	補償基礎額の (1000, 800, 600, 400, 200) 日分に相当する額		(1)請求額 (補償基礎額) 円× 日分× $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ = 円 (2)請求額の合計 (1)の請求額 (受給権者の数) 円× = 円		
	遺族補償年金前払一時金の請求金額 円				
添付する書類その他の資料名					
上記の遺族補償一時金を請求します。 年 月 日 府中市教育委員会 請求者の住所 氏 名 請求者と学校医等との続柄又は関係 印					

- 備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年3月府中市教育委員会規則第6号）第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。
- 2 写しを添付して2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第12号様式（第5条）

遺族補償年金前払一時金請求書		※年金証書番号 第 号	※支給年月日	※決定年月日	※受理年月日
所属長の証明	公傷認定番号 第 号	傷病者 職氏名 年 月 日生(歳)		年 月 日	日負傷・発病 日死亡 歳
	補償基礎額 円				
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 印				
厚生年金保険法等 の適用	の被保険者であった。 被保険者ではなかった。		被保険者証書等 の記号番号	所轄社会保険 事務所等	
遺族補償年金前払一時金の申出 を行った月までの期間に係る遺 族補償年金の額の合計額		年 月分から 年 月分まで		円	
代表者の選任等		<input type="checkbox"/> 受給権者が1人又は代表者を選任しない <input type="checkbox"/> 代表者を選任した			
遺族補償年金前払一時金請求 者(代表者)が選 択する	通常の場合 最低限度額 円 最高限度額 円 歳	補償基礎額の (1000, 800, 600, 400, 200) 日分に相当する額	(1)請求額 (補償基礎額) 円 × 日分 × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})} =$ 円 (2)請求額の合計 (1)の請求額 (受給権者の数) 円 × = 円		
	条例付則第3条により支給額が調整される場合				
遺族補償年金前払一時金の請求金額		円			
添付する書類その他の資料名					
上記の遺族補償一時金を請求します。 年 月 日		請求者の住所 氏 名 印 請求者と学校医等との続柄又は関係			
府中市教育委員会					

備考 1 府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第6項の規定による所要の書類を添付すること。

- 2 写しを添付して2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第14号様式（第5条）

未支給の補償請求書			※ 支 給 年 月 日 ・ ・	※ 決 定 年 月 日 ・ ・	※ 受 理 年 月 日 ・ ・	
所属長の証明	公 認 第 号	傷 病 者 職 氏 名	年 月 日 生 (歳)		年 月 日 負傷・発病	
			年 月 日 死亡 歳			
	補償基礎額			円		
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 印					
死亡した受給権者	氏 名					
	死亡年月日	年 月 日				
請求者に関する事項	請求者の住所 _____					
	氏 名 _____					
	死亡した受給権者との続柄 _____					
未支給の補償の種類	〔 年金たる補償のときは 第 _____ 号 年金証書の番号 〕					
未支給の補償請求額	円					
添付する書類 その他の資料						
上記の未支給の補償を請求します。 年 月 日 請求者の住所 氏 名 印						
府中市教育委員会						

- 備考 1 この請求書には府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第8項の規定による所要の書類を添付すること。
- 2 写しを添付して2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第14号様式（第5条）

未支給の補償請求書			※ 支 給 年 月 日 ・ ・	※ 決 定 年 月 日 ・ ・	※ 受 理 年 月 日 ・ ・
所属長の証明	公 認 第 号	傷 病 者 職 氏 名 年 月 日 生 (歳)	年 月 日 負 傷 ・ 発 病		
	補償基礎額		円		
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。				
	年 月 日		所属長 印		
死亡した受給権者	氏 名				
	死 亡 年 月 日	年 月 日			
請求者に関する事項	請求者の住所 _____ 氏 名 _____ 死亡した受給権者との続柄 _____				
未支給の補償の種類	〔 年金たる補償のときは 第 号 年金証書の番号 〕				
未支給の補償請求額	円				
添付する書類 その他の資料					
上記の未支給の補償を請求します。 年 月 日					
府中市教育委員会		請求者の住所 氏 名		印	

備考 1 この請求書には府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年3月府中市教育委員会規則第6号)第5条第8項の規定による所要の書類を添付すること。

- 2 写しを添付して2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

新

第17号様式（第7条）

(A)

第 号

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

公務災害補償

年金証書

府中市教育委員会

第 17 号様式 (第 7 条)

(A)

第 _____ 号
府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに 府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の
公務災害補償
年 金 証 書
府中市教育委員会

第17号様式（第7条）

(B)

受給者の氏名	
生 年 月 日	年 月 日生
補償の種類	補償年金(第 級)
年金の額	円
支給開始年月	年 月

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

年 月 日

府中市教育委員会 印

第17号様式（第7条）

(B)

受給者の氏名	
生年月日	年 月 日生
補償の種類	補償年金(第 級)
年金の額	円
支給開始年月	年 月

府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

年 月 日

府中市教育委員会 印

第17号様式（第7条）

(c)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月分までの分を支払いますから、それぞれの支払期日の前月の末日までに、年金支払請求書を提出してください。
- 3 年金支払請求書を最初に提出するときは、印鑑票を添えてください。
また、改印したときは新たな印鑑票を提出してください。
- 4 次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を府中市教育委員会に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によって現に支給されている国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項、第78条第1項若しくは第87条第1項の規定による年金の額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合若しくはその額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなった場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (4) 傷害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき(障害の状態にあるときを除く。)
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)
- 5 この補償を受ける権利は譲渡したり、担保に供することはできません。また差押えも受けることはありません。
- 6 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を府中市教育委員会に請求してください。また証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引き換えに新しい証書を交付します。
- 7 あらかじめ府中市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間、市長に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を府中市教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 政令別表第二の傷病補償表の傷病等級に該当しなくなった場合

第17号様式（第7条）

(C)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月分までの分を支払いますから、それぞれの支払期日の前月の末日までに、年金支払請求書を提出してください。
- 3 年金支払請求書を最初に提出するときは、印鑑票を添えてください。
また、改印したときは新たな印鑑票を提出してください。
- 4 次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を府中市教育委員会に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によって現に支給されている国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項、第78条第1項若しくは第87条第1項の規定による年金の額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合若しくはその額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなった場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (4) 傷害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき(障害の状態にあるときを除く。)
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)
- 5 この補償を受ける権利は譲渡したり、担保に供することはできません。また差押えも受けることはありません。
- 6 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を府中市教育委員会に請求してください。また証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引き換えに新しい証書を交付します。
- 7 あらかじめ府中市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間、市長に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を府中市教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 政令別表第二の傷病補償表の傷病等級に該当しなくなった場合

第17号様式（第7条）

(D)

(2) 障害補償年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 政令別表第三の傷害補償表の障害第7級以上に該当しなくなった場合

(3) 遺族補償年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となった場合

エ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き条例第10条第1項第4号に定める障害の状態にある場合を除く。)

カ 政令第8条第1項第4号に定める障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

※ ここでいう「条例」とは「府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」(平成14年3月府中市条例第9号)をいう。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(第4条に係る経過措置)

2 第4条の規定による改正後の府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

第17号様式（第7条）

(D)

- (2) 障害補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 政令別表第三の傷害補償表の障害第7級以上に該当しなくなった場合
 - (3) 遺族補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となった場合
 - エ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合
 - オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き条例第10条第1項第4号に定める障害の状態にある場合を除く。)
 - カ 政令第8条第1項第4号に定める障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合
- ※ ここでいう「条例」とは「府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例」(平成14年3月府中市条例第9号)をいう。

参考（第5条関係）

府中市教育委員会教育長の権限に属する事務

新

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、府中市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の一部を、府中市立学校の校長（以下「校長」という。）に委任する事項を定め、もって教育行政事務の能率的な運営に資することを目的とする。

（委任事務）

第2条 省 略

2 省 略

3 府中市立学校に勤務する市費負担職員に係る次に掲げる事務は校長に委任する。

(1)～(9) 省 略

4 省 略

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 省 略

の一部委任に関する規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、府中市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の一部を、府中市立学校の校長（以下「校長」という。）及び府中市立幼稚園の園長（以下「園長」という。）に委任する事項を定め、もって教育行政事務の能率的な運営に資することを目的とする。

（委任事務）

第2条 省 略

2 省 略

3 府中市立学校及び府中市立幼稚園に勤務する市費負担職員に係る次に掲げる事務は校長及び園長に委任する。

(1)～(9) 省 略

4 省 略